

総 監 第 5 0 号

平成 2 9 年 9 月 6 日

総社市長                   片 岡 聡 一  
総社市議会議長         荒 木 勝 美 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 赤 澤 康 宏

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項及び同条第 5 項の規定に基づき財政援助団体等に対する  
監査並びに随時監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

平成29年度

財政援助団体等監査結果報告書

総社市監査委員

# 指定管理者監査報告書

## 1 監査の期日

平成29年5月25日

## 2 監査対象及び所管部署

指定管理者	対象施設	所管部署
総社市シルバー人材センター	砂川公園	建設部 都市計画課

## 3 監査の方法等

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務が法令・協定書等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象施設及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等のほか、監査対象施設に出向き関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

## 4 砂川公園の沿革

「総社市砂川公園」は、当初昭和55年度に、岡山県により砂川砂防環境整備事業による「2級河川笹ヶ瀬川水系砂川砂防環境整備公園」として整備され、その後さらに岡山県が平成2年から平成6年にかけて、「砂川地域総合整備特別対策事業」として、護岸、ウォータースライダー、ジャブジャブ池等を整備し、総社市がその周辺部分の整備を行ったうえで、平成7年4月1日に開園し、現在に至っている。

管理については、平成5年度に県が管理する河川流路部分を除く公園全体について市へ移管され、開園後は平成19年度まで地元の黒尾自治会に清掃委託して市の直営として管理していた。平成20年度から平成27年度までは指定管理者として黒尾自治会による管理、平成28年度から現在は総社市シルバー人材センターによって管理されている。

## 5 施設概要

面積約13haに、管理棟1棟、キャンプサイト83区画、炊事棟4棟、駐車場7ヶ所（300台）シャワー2棟、トイレ4ヶ所、あずまや1棟、ブランコ、ジャングルジム、シーソー、多目的広場3ヶ所、ウォータースライダー2基

## 6 指定管理の状況

(1) 指定管理期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

(2) 指定管理者が行う業務

① 施設の運営に関すること

ア 職員の雇用等に関すること

イ 公園の利用に関すること

② 施設及び設備の維持管理に関すること

ア 公園の適正な運営のため、施設及び設備に関する保守管理を行うこと

イ 駐車場等の使用に関すること

③ その他

ア 緊急時の非難誘導等に関し、職員に指導および訓練を行うこと

イ オキシダント情報の発令等、利用者に周知すべき事項は早急に対応し、必要な措置を講ずること

ウ 砂川公園が台風等災害にあった場合もしくはその恐れがある場合については、休日や時間外であっても職員を配置すること

(3) 施設の利用状況

本施設の平成28年度の入園者数は46,331人で、その内キャンプサイト区画利用者は21,953人(市内4,643人,市外17,310人)となっている。

## 7 監査の結果

指定管理者監査を実施した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、次の事項について改善を要するので、適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1) 施設管理について

砂川公園は、市内で最も集客能力を持つ施設の一つであり、キャンプ施設、ウォーターライダー(以下「WS」という。)など親水機能を持つ公園として市内外からの利用客が多い。特に子供が滑り台として水流とともに滑り降りるWSは、非常に人気がある施設であるが、施設が整備されて以降の経年変化により、FRP製WS本体の損耗、周辺河川敷内の石組の破損が生じている。また、元々水量の少ない水系であることから、WSに必要な安定した水量の確保が課題となっており、溜まり水による環境悪化も懸念される。さらにトイレについては、利用者からの水洗化の要望が強い。これらの改善には、過去にも努力をされて来ているが、さらに多大な経費が必要となると考えられるので、今後の施設そのもののあり方について、再度検討されたい。その上で、人気施設として維持していくのであれば、一部流水を公園内に導くことやトイレの合併浄化槽化について、早急に地元関係者の理解を得て、WS、トイレ等の大

規模改修を実施されたい。

(2) 会計事務（現金管理）について

業務上の都合により、事務所内に長期間、多額の現金が保管されている状況があった。現金管理は、管理事務の基本をなすものであり、信用に直結するものである。速やかに金融機関に預け入れる体制を整えるよう指導されたい。

# 出資団体監査報告書

## 1 監査の期日

平成29年5月30日

## 2 監査対象団体及び所管部署

団体名	出資(損)金額	所管部署
一般財団法人 そうじゃ地食べ公社	89,000,000円	産業部 農林課

## 3 監査の方法等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、本市が出資等を行っている団体について、目的に沿った事業運営がなされているか、出納その他の事務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿との照合等のほか、監査対象団体に出向き関係者から説明を求めるなどにより実施した。

## 4 対象団体の概要

### (1) 目的及び事業内容

この法人は、総社市が有する豊かな自然や地域の特性を有効に活用し、効率的で生産性の高い農業の振興はもとより、幅広い地域振興施策や地域間交流を展開するとともに、これらの地域振興施策を実施する団体及び地域住民等の連携を図る際の中心的役割を果たし、もって活力ある地域の創造と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

この法人は目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①農地利用集積円滑化事業
- ②生産体系確立に関する事業
- ③その他前記の目的を達成するために必要な事業

### (2) 沿革

平成10年2月 3日 財団法人山手村農業公社を設立

平成17年5月17日 財団法人農業公社きびの里に名称変更

平成25年4月 1日 一般財団法人そうじゃ地食べ公社へ移行

### (3) 事務所の所在地

岡山県総社市地頭片山17-1

(4) 組織（平成29年4月1日現在）

代表理事，理事4名，監事2名，評議員5名，職員3名

(5) 出資（損）額

総社市 89,000,000 円

岡山西農業協同組合 10,000,000 円

総社吉備路商工会 1,000,000 円

## 5 監査の結果

出資団体監査を実施した結果，当該出資団体の事業運営については，目的に沿ったものであり，概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし，次の事項について改善を要するので，適切な措置を講ずるとともに適正な事務処理をされたい。

(1) 協同事業について

レトルトカレーのコストについては，定価のほぼ2/3を占める製造委託料，定価の18%以上を占めるスーパーマーケット等への販売手数料及び各小学校への応援金があり，さらに業務に要する人件費を考慮すれば，定価の額以上のコストが見込まれる。さらに，今後すべての小学校のライスカレーを作成していくことにより在庫に伴う新たなコストも発生する。そうじゃ地食べ公社は，このような状況においても販売業者として採算がとれることを目標に経営努力をしていると考えるが，採算ラインの確保は，農林課職員が販売業務等を担い，秘書室職員も携わることで成し得ているものと思われる。総社市職員が他の目的があって携わっているにしても，結果的に特定の団体の利益に関係する販売業務を担うことについては，全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する地方公務員が行なう事業として，事業のあり方に疑問が生じるところである。

また，そうじゃ地食べ公社と協同で行なっている事業については，市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の規定に基づき，契約行為を副市長に委任したうえでの事務であるはずなので，これを明確にした上で，副市長のもとで事務を執行されたい。

(2) 財政状態について

ふるさと納税の返礼米による収益により黒字経営がなされ，総社市からの補助金による運営支援を取り止めているが，そうじゃ地食べ公社への運営支援は，従来，公益性のある農地利用集積円滑化事業，農地の作業受委託事業等により遊休農地の増加防止等を安定的に展開するために必要なものとして行なってきたものである。

ふるさと納税の返礼米による収益は一時的なものに過ぎず，総務省通知による制度変更も予想され，将来的に安定した収益を確保できるものとは考えられ

ない。公益性のある事業を安定的に維持していくために、ふるさと納税の返礼米の収益の多寡にかかわらず、継続した運営支援をされるべきと考える。